

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の利用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の利用に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年12月10日 提出

燕市長 鈴木 力

記

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の利用に伴う関係条例の整備に関する条例

(燕市公民館条例の一部改正)

第1条 燕市公民館条例(平成18年燕市条例第87号)の一部を次のように改正する。

別表備考第1項第2号を次のように改める。

(2) 市外の利用者の場合は、使用料の5割。ただし、三条市、加茂市、田上町又は弥彦村に住所を有する者又は所在地のある団体が次の施設を利用する場合は、前段の規定は適用しない。

ア 燕市中央公民館

イ 燕市吉田公民館

ウ 燕市分水公民館

(燕市文化会館条例の一部改正)

第2条 燕市文化会館条例(平成18年燕市条例第88号)の一部を次のように改正する。

別表備考第6項中「田上町又は弥彦村の者」を「加茂市、田上町又は弥彦村に住所を有する者又は所在地のある団体」に改める。

(燕市勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第3条 燕市勤労青少年ホーム条例(平成18年燕市条例第89号)の一部を次のように改正する。

別表備考第1項第2号を次のように改める。

(2) 市外の利用者の場合は、使用料の5割

(燕市立図書館条例の一部改正)

第4条 燕市立図書館条例(平成18年燕市条例第90号)の一部を次のように改正する。

別表備考第1項第2号中「三条市」の次に「、加茂市」を加える。

(燕市吉田ふれあいセンター条例の一部改正)

第5条 燕市吉田ふれあいセンター条例(平成18年燕市条例第94号)を次のように改正する。

別表備考第1項第2号を次のように改める。

(2) 市外の利用者の場合は、使用料の5割
(燕市体育施設条例の一部改正)

第6条 燕市体育施設条例(平成18年燕市条例第96号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考第1項第4号を次のように改める。

(4) 市外の者が利用する場合は、この表に定める額の1.5倍の額。ただし、三条市、加茂市、田上町及び弥彦村に住所を有する者又は所在地のある団体が次の施設を利用する場合は、前段の規定は適用しない。

ア 燕市体育センター

イ 燕市吉田総合体育館

ウ 燕市分水総合体育館

エ スポーツランド燕

オ 燕市スポーツパーク

カ 燕市吉田テニスコート

キ 燕市分水テニスコート

ク つばくろ運動広場

ケ 燕市吉田第1野球場

コ 燕市吉田第2野球場

サ 燕市吉田総合グラウンド

シ 燕市分水多目的屋内運動場

ス サンスポーツランド分水

(燕市吉田トレーニングセンター条例の一部改正)

第7条 燕市吉田トレーニングセンター条例(平成18年燕市条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「三条市」の次に「、加茂市」を加える。

(燕市分水福祉会館条例の一部改正)

第8条 燕市分水福祉会館条例(平成18年燕市条例第105号)の一部を次のように改正する。

別表備考第2号ただし書を削る。

(燕市吉田産業会館条例の一部改正)

第9条 燕市吉田産業会館条例(平成18年燕市条例第154号)の一部を次のように改正する。

別表備考第3項中「田上町又は弥彦村の者」を「加茂市、田上町又は弥彦村に住所を有する者又は所在地のある団体」に改める。

(燕市燕勤労者総合福祉センター条例の一部改正)

第10条 燕市燕勤労者総合福祉センター条例(平成18年燕市条例第157号)の一部を次のように改正する。

別表備考第3項中「田上町又は弥彦村の者」を「加茂市、田上町又は弥彦村に住所を有する者又は所在地のある団体」に改める。

附 則

この条例は、公の施設の相互利用に関する協定の締結の日から施行する。